

埼玉県マーチングバンド
第50回記念大会

基本実施要項



S A I T A M A

埼玉県マーチングバンド協会

大会概要

| | |
|-------------|---|
| 名 称 | 埼玉県マーチングバンド第50回記念大会 (第59回マーチングバンド関東大会予選) |
| 主 催 | 埼玉県マーチングバンド協会 |
| 開催日時 | 令和6年(2024年)9月21日(土) 11時~19時(予定) マーチングバンド部門 幼保の部・小学生の部・中学生の部・高等学校の部・一般の部 フェスティバル部門 マーチングバンド編成・カラーガード編成 |
| 会 場 | 彩の国くまがやドーム 埼玉県熊谷市上川上300 電話:048-526-2004 JR高崎線熊谷駅下車 北口より路線バス国際十王交通利用 所要時間18分 |
| 後 援 (予定) | 埼玉県 熊谷市 埼玉県教育委員会 熊谷市教育委員会 埼玉県小学校管楽器教育研究会 埼玉県高等学校文化連盟 埼玉県私立中学高等学校協会 読売新聞さいたま支局 埼玉新聞社 テレビ埼玉 他 |
| 趣 旨 | 本実行委員会の目的である「マーチングバンドの活動を通して豊かな情操と音楽の感性を育て、青少年の健全育成と心身の健全発達に寄与する」の精神のもと、県内の団体が一堂に集い感動の演奏演技を披露し合う中で、活動の一層の充実向上と各団体相互の交流をはかり地域社会の活性化と音楽文化の向上に資することを目的とする。 伸び伸びとした演奏演技の中で「より美しいもの、より楽しいもの」への憧れの心が育つことを願い、また演奏演技を競い合う中で「より高度なもの、音楽性豊かなもの」へ挑戦する若いエネルギーが培われることを願う。 |

参加資格

資格 I

マーチングバンド部門

- (1) 2024年6月22日（土）までに、埼玉県マーチングバンド協会に加盟登録していること。
- (2) 加盟登録名と大会参加の名称は同一のものとする。
- (3) 参加メンバーは年間でその団体に所属していること。

資格 II

マーチングバンド部門・フェスティバル部門共通

- (1) 大会実行委員会によって指定された日までに、以下の参加手続きを全て完了していること。

- ① 参加申込書の提出 6月22日（土） 締切
- ② 参加費の納入 7月13日（土） 締切
 団体参加費・・・1団体 5,000 円
 個人参加費・・・1名 2,000 円
 ※納入された参加費は返却しない。
- ③ 参加必要書類の提出（データ） 7月13日（土） 締切
 - ・参加団体調査書
 - ・構成メンバー表 ※1
 - ・プログラム原稿
- ④ 音楽著作権に関する手続きを行い、必要書類を提出。 7月13日（土） 締切

- (2) 団体及び構成メンバーの大会への参加は、1回とする。

但し、以下の場合においては重複エントリー及び参加を認めることとする。

- ・自身が演技者として登録される構成（部）とは異なる構成（部）において指揮者・副指揮者として参加する場合
 その場合、個人参加費は各々のエントリーにおいて発生する
- ・エキシビション及びセレモニー等に参加する場合

資格 I ・ II に反した場合、また大会の目的及び趣旨に著しく反した行為があった場合は、大会参加を認めない場合がある。

※1 構成メンバーに変更が生じた場合

- ・8月17日（土）までは増員可。→打合せ抽選会時届出
- ・8月18日（日）以降は増員不可。減のみ可。→大会当日チェックインシートで届出。

大会における著作権について

大会における著作権は著作権法に基づくものであり、大会に参加する団体はこの著作権法を遵守しなければならない。以下の事項はあくまで補助的なもの。大会で使用する楽曲については各々で日本音楽著作権協会（JASRAC）に問い合わせること。万が一権利者とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理すること。

1. キャラクター等の著作権

プロップなどに人物画・キャラクター等をデジタルコピーまたは複写して使用する場合は、書籍出版社等に使用許諾を得る必要がある。

2. 楽曲のアレンジに係る音楽著作権

使用する楽曲をアレンジする場合、事前に編曲に係る音楽著作権に関して「音楽出版社」の許諾を得る必要がある（使用料等の支払いが発生する場合がある）。

(1)市販の楽譜を指定の編成で利用する・・・アレンジに係る申請の必要なし

- ・楽譜購入を証明する領収書等のコピーを提出すること。
- ・日本国外から直接購入された楽譜は演奏できない場合があるので注意すること。

(2)市販の楽譜をアレンジして利用する・・・アレンジに係る申請が必要

- ・編曲使用許諾を証明する書類を提出すること。
- 公式の許諾用書式がない場合は、許諾を受けた出版社の名前・担当者名・連絡先・許諾日等を記載し、許諾に要した金額の領収書等（コピー可）を添付して提出すること。
- ※ 市販の楽譜にマーチングパーカッションを加えるなど、指定の編成を変えて利用する場合もこれに該当。

(3)原曲を自らアレンジした楽譜を利用する・・・アレンジに係る申請が必要

- ・編曲使用許諾を証明する書類を提出すること。
- 公式の許諾用書式がない場合は、許諾を受けた出版社の名前・担当者名・連絡先・許諾日等を記載し、許諾に要した金額の領収書等（コピー可）を添付して提出すること。

(4)自作曲を利用する・・・アレンジに係る申請の必要なし

【注意】

編曲の許諾が得られない場合もあるので、必ず事前に編曲の権利を持っている音楽出版社に確認をとること。音楽出版社と楽譜出版社は異なる。編曲の権利を持っている音楽出版社は JASRAC の作品データベースで確認することができる。

【参考】

編曲の許諾が得られない可能性の高い作曲家
 バーンスタイン…「ウエスト・サイド・ストーリー」など
 コープリンド…「アパラチアの春」など
 ストラビンスキー…「火の鳥」など

※上記申請必要書類の提出・・・7月13日（土）

3. 楽譜の複製・コピーに係る音楽著作権

市販の楽譜をコピーして使用する場合や、楽譜データをデジタルコピーしたりプリントアウトして使用する場合、音楽著作権に関して「著作権管理事業者（JASRAC、NexTone）」の許諾を得る必要がある。

※社会人の活動はもちろん、学校の部活動で利用する場合でも著作権者の許諾は必要。

※外国作品の楽譜を複製する場合の使用料額は、音楽出版社の指定する額となる（高額になることがあるので注意）。著作権管理事業者に申請する前に、音楽出版社に連絡すること。音楽出版社は JASRAC の作品データベースで確認することができる。

作品データベース（J-WID） <https://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>

※JASRAC の管理楽曲については、複製部数が 100 部までの場合、1 曲につき歌詞・楽譜それぞれ 1,600 円

（消費税別）。

※高等学校までの教育機関での楽譜コピーについては、1 曲につき歌詞・楽譜それぞれ 400 円（消費税別）となる減額措置が適用される場合がある。

不明点問い合わせ先

一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）出版課

<https://www.jasrac.or.jp/news/20/200410.html>

著作権の消滅について（音楽著作権の手続きが必要ない楽曲）

音楽の著作物は、作詞者・作曲者の死後 70 年を経過すると権利が消滅し、許諾を得ることなく利用できるようになります。

ただし、第二次世界大戦における連合国民の一部著作権については、約 10 年、保護期間が延長されるのでご注意ください（戦時加算）。

【2022 年 1 月から一部取扱いが変更になっている楽曲があります】

これまで著作権消滅として取り扱われていたジョージ・ガーシュインの作品の一部に関し、2022 年 1 月から、JASRAC が著作権の管理を再開しています。

ジョージ・ガーシュインの作品を編曲したり、複製したりする場合は、必ず JASRAC の作品データベースで、著作権の管理情報を確認してください。

作品データベース（J-WID） <https://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>

「ジョージ・ガーシュイン（George Gershwin）が作曲した一部著作物の管理再開について」

https://www.jasrac.or.jp/release/21/09_1.html

実施規定：マーチングバンド部門

部門と編成

(1) 部門

【幼保の部】

- ① 単一加盟団体の幼児（未就学児）構成
- ② 複数の加盟団体の合同幼児（未就学児）構成
- ③ 演技中に演技者と一緒に演技フロア内に留まっている大人も構成人数として登録すること。人数の制限は設けないが、参加費の納入が必要。

【小学生の部】

- ① 単一加盟団体の小学生構成
- ② 複数加盟団体の合同小学生構成
- ③ 指揮者については、2名まで自由資格とする。但し、小学生以外の指揮者は指揮を行えるが演奏演技をしてはならない。（入退場時の楽器・器物の搬入及び搬出は可）

【中学生の部】

- ① 単一加盟団体の中学生構成
- ② 複数加盟団体の合同中学生構成
- ③ 単一加盟団体の小・中学生構成
- ④ 複数加盟団体の合同小・中学生構成
- ⑤ 指揮者については、2名まで自由資格とする。但し、小中学生以外の指揮者は指揮を行えるが演奏演技をしてはならない。（入退場時の楽器・器物の搬入及び搬出は可）

【高等学校の部】

- ① 単一加盟団体の高等学校団体
- ② 同一学校法人内の高等学校及び中学校による合同構成
- ③ 複数の公立高等学校による合同構成（公立高等学校の統廃合に伴う移行期間中のような特殊事情がある場合に限り、合同による出場を認める）
- ④ 指揮者については、2名まで自由資格とする。但し、生徒以外の指揮者は指揮を行えるが演奏演技をしてはならない。（入退場時の楽器・器物の搬入及び搬出は可）

【一般の部】

- ① 単一加盟団体による構成。但し未就学児は除く。
- ② 構成メンバーの最大多数が、埼玉県内に居住もしくは在勤・在学をしていること。

(2) 人数編成

【幼保の部】自由

【小学生の部・中学生の部】100名以内

【高等学校の部・一般の部】150名以内

今年度全国大会（第52回大会）における人数編成の変更に倣い、埼玉県大会では上限人数のみを規定とする。

全国大会（第52回大会）における人数編成の変更は、今年度関東大会でも適用される。

埼玉県大会では人数編成別でのエントリー及び審査は行わないが、関東大会・全国大会では人数編成別エントリー及び審査になる。

埼玉県大会での登録人数が、関東大会での人数編成別区分になるので注意すること。

関東大会へ推薦された際は、県大会登録出演者数での編成別推薦となり、その後の人数の増減による編成の変更は一切認めない。

第52回全国大会人数編成変更点（参考）

【小学生の部・中学生の部】

- ・小編成（指揮者を含めて40名以内）
- ・大編成（指揮者を含めて41名以上100名以内）

【高等学校の部・一般の部】

- ・小編成（指揮者を含めて40名以内）
- ・中編成（指揮者を含めて41名以上80名以内）
- ・大編成（指揮者を含めて81名以上150名以内）

(3) 楽器編成

- ① 楽器編成は自由とする。
- ② シンセサイザー、エレクトリックピアノ、エレクトリックギター、エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器、及びピアノ、オルガン、ハーブシコード、チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある場合は、実行委員会に問い合わせること。
- ③ 幼保の部においては電源を必要とする電子楽器の使用を認める。

演奏演技

- (1) 演技フローは別記の通りとする（演技フロー図参照）。演技ラインより外側の使用は禁止する。
- (2) 演技フローへの入場は構成メンバー、登録引率者及び補助スタッフのみとする。
 ※搬入・搬出時の登録引率者及び補助スタッフ等の演技フローへの入場については「搬入・搬出」を参照のこと。

(3) タイム

計時は、入場から演奏演技終了までの一括計時とする。

※関東大会とは異なるので注意。関東大会は「退場」まで。

幼保の部：10分以内

小学生・中学生の部：7分30秒以内（関東大会は8分）

高等学校・一般の部：9分以内（関東大会は9分30秒）

① 計時開始

入場開始合図のジングル終了をきっかけ（係員の合図あり）に、構成メンバー・登録引率者・補助スタッフ、もしくは楽器・器物のいずれかが最初に入場ラインを越えた時点。

② 演奏演技開始

審査準備のため、入場開始後1分間は演奏演技を開始することができない。

入場開始後の演奏演技不可時間1分間は、審判員による白旗にて明示する。

入場開始から30秒後→白旗を水平に上げる

入場開始から50秒後→白旗を垂直に上げる

入場開始から1分後→白旗を振り下ろす

以降は演奏演技開始可能。

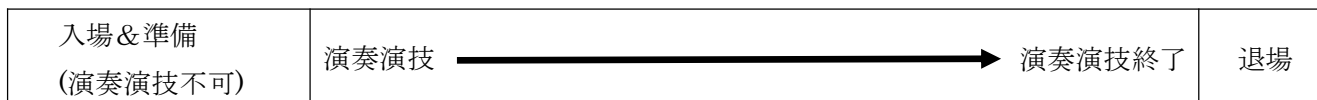
③ 計時終了

演奏演技終了時、登録引率者もしくは補助スタッフによる黄旗の振り下ろしにより計時を終了する。

※埼玉県大会のみのルールで、関東・全国大会では異なる。詳細は打ち合わせ抽選会時にて説明。

ジングルの終了

で入場 30秒 1分



入場を開始した時点から30秒後に白旗水平、30秒後に垂直、1分後に振り下ろす



小学生・中学生の部：7分30秒以内 / 高等学校・一般の部：9分以内

手具・器物・特殊効果

「手具」とは

演奏演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。

「器物」とは

楽器・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演奏演技者以外の物を総称して器物とする。なお、楽器や楽器運搬台に装飾を施した場合は器物とみなす。

「特殊効果」とは

フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの及びサイレンを特殊効果とする。

(1) 演技フロアーに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。

※規格：1m80cm×1m20cm×1m50cm以内の立体

但し、規格内の大きさであっても、1m20cmを越える高さで演奏演技することは禁止する。

①器物を重ねたり密着して並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。

②フロアーに敷く布は器物であるが制限を設けない。

(2) 特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書を事前に大会審査部長に提出すること。

①化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性が製造メーカーによって保証されているもののみ使用できる。

②乾電池以外の電源の使用は禁止する。

③火気・ガス類・液体類及び固形燃料類は使用を禁止する。

④乗り物（自転車・バイク・ローラースケート・スケートボード等）、ドローン等リモコンで操作されるもの、動物は不可。

(3) 正副指揮台は、大会本部が設置したものを設置した場所から移動することなく使用すること。

大会本部が設置した指揮台では指揮以外の使用は不可とする。

その他の場所での指揮台使用は、各団体での持ち込みを可とする。

(4) 国旗等の使用は敬意を損なわぬよう最大限に注意をすること。尚、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。

(5) スパンコールやビーズ等衣装の付属品は、他の団体の演技の妨げとならないようにすること。

(6) フロアーを傷つける恐れのある行為を行わないこと。プロップのフロア接地部分の形状や材質には十分に留意すること。シューズについては、フロアーに入る全員、体育館履き・スニーカー等に限定し、尖ったヒールや革靴は禁止とする。

搬入・搬出

- (1) 楽器・手具・器物の搬入搬出は、安全かつ迅速に、また責任を持って行うこと。尚、ここで言う搬入搬出とは演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程のことを指す。
- (2) 全参加団体は、登録引率者及び補助スタッフを登録することができる。
「登録引率者」とは・・・・・・会場到着時から会場退出時までの全行程を引率する責任者。
1 団体 **5名**まで登録することができる。
「補助スタッフ」とは・・・・・・楽器・器物の搬入搬出の補助のみを目的としたスタッフ。
1 団体 **10名**まで（幼保の部は35名まで）登録することができる。
- (3) 登録引率者及び補助スタッフは、入退場時の搬入搬出補助を行うことができる。演奏演技中は、フロア正面に設ける席にて待機。演奏演技時間内の補助は禁止とするが、演技中にトラブルが発生した場合は、「演技中に発生した事故について」を参照。演奏演技終了後は搬出補助を迅速に行う。

罰則

- (1) 警告
 - ①大会実行委員会が設けた規定、指示に従わなかった場合。
 - ②他の参加団体に迷惑となる行為があった場合。
 - ③非社会的な行為、大会主旨に反する行為があった場合。
 - ④故意と認められるような規定違反があった場合。上記に該当した団体には実行委員会が警告書を発送する。
2 大会連続で警告を受けた団体は、次回大会に出場する資格を失う。
- (2) 注意
大会規定及び大会運営に支障が生じるような行為があった場合。
上記に該当した団体には実行委員会が注意書を発送する。
2 大会連続で注意を受けた団体には、警告書を発送する。
- (3) 埼玉県大会では、演奏演技中の規定違反について、減点は行わず「注意」とする。

演技中に発生した事故対応について

(1) 落下物撤去

演奏演技中の不慮の落下物について、演技者に危険がおよび自ら撤去できない場合は、登録引率者もしくは補助スタッフがフロアーに入って撤去することができる。

(2) 衝突・転倒などによる演技者の不慮の事故

演奏演技中に器物や他の演技者への衝突・転倒などにより被害が拡大しそうな状況、また演技者が重篤な状態に陥った場合には、登録引率者もしくは補助スタッフがフロアーに入ることができる。危険を回避するための行動による演奏演技の乱れは審査に影響しないものとする。それより先に係員が救助に入る際は、演奏演技の誤判断を避けるために参加団体側への確認が必要とされる。

また、これ以上演奏演技を続け危険が生じると判断された場合には、実行委員会の判断で演技の中断を連絡することができる。その場合の演奏演技再開に関しては、実行委員会の協議により判断される。

(3) 演奏演技の中断・再演技

実行委員会の判断による中断、または自然災害による中断以外は、原則として再演技は認められない。

(4) 設置ミスによる指示

登録引率者及び補助スタッフは、楽器・器物の設置後、正しい位置に設置できたかを確認することができる。

万が一設置場所等に誤りがあった場合には、事故を防止する観点から演奏演技開始前にフロアーに入って指示ができる。但し、演奏演技開始後の補助は認めない。

(5) その他

この安全対策はあくまでも演技者の安全を図るために配慮したものであり、演奏演技の完成度を補完するものではない。入場、セッティングから退場までの安全を最優先に考えること。

安全策のために待機する登録引率者及び補助スタッフの待機場所については、通常のままとし特例は認めない。

大会中の演技中断に対して

埼玉県大会の演技中に地震等の自然災害で演技が中断された場合の処置は以下のとおりとする。

- (1) 演技中に地震等があった場合は、演出部よりストップをかけて中断した上で、大会継続が可能かどうかを
実行委員長が判断する。
- (2) 継続可能な場合は、当該団体が最初から演奏演技をやり直して進行する。
- (3) 継続不可能な場合は、緊急事態が発生した時点で演技をしたしないに関わらず全団体を優秀賞とする。
終了している部門はその結果を有効とし、関東大会への推薦に反映する。終了していない部門に関しては
過去の実績により決定する。

その他緊急対応等

- (1) 出演時間に間に合わなかった場合について
実行委員長が以下のどちらであるかを判断し、対応を実行委員会で検討する。
 - ①理由がやむを得ないと判断される場合
可能な限り団体の不利益にならない形で出場できるように対処する。
 - ②上記でない場合
審査対象外とする。但し、可能な限り演奏演技を発表できるように対処する。
- (2) 大会開催が不可能であることが事前に判明した場合について
以下の対応を原則として、細部やその他については実行委員会で検討する。
 - ①中止の決定と連絡方法
実行委員長が最終判断をし、直ちにホームページで周知する。参加団体にはメール等で連絡する。
 - ②関東大会への推薦団体の決定
過去の実績により決定する。

審査員・審判員

(1) 審査員の人数と業務

審査員は下記の内容について、点数を審査用紙に記載し、コメントをCDに記録する。

審査員の業務においてコメントがCDに記録されていない場合は点数のみの審査とし再録音は行わない。

【幼保の部・小学生の部】

各審査員 100 点満点（小数点 0.5 まで）として 6 名の審査員で下記内容を審査して平均点を算出する。

ア. 全体的演奏演技の調和・・・・・・・・・・ 6 名

【中学生の部】

各審査員 100 点満点（小数点 0.5 まで）として 6 名の審査員で下記内容を審査して平均点を算出する。

ア. 全体的演奏演技の調和・・・・・・・・・・ 2 名

イ. 全体的演奏技術と表現力・・・・・・・・・・ 2 名

ウ. 全体的演技技術と表現力・・・・・・・・・・ 2 名

【高等学校・一般の部】

6 名の審査員の配点を足した点数の 1 / 8 を算出する。

カラーガードがない団体、管楽器がない団体（鼓隊等）は無いキャプションの審査は行わず 1 / 7 を算出。

ア. 音楽と視覚の調和・・・・・・・・・・ 2 名 200 点 × 2 名 = 400 点

イ. 管楽器の技術・・・・・・・・・・ 1 名 200 点 ÷ 2 = 100 点

ウ. 打楽器の技術・・・・・・・・・・ 1 名 200 点 ÷ 2 = 100 点

エ. 動きの技術・・・・・・・・・・ 1 名 200 点 ÷ 2 = 100 点

オ. カラーガードの技術・・・・・・・・・・ 1 名 200 点 ÷ 2 = 100 点

(2) 審判員の人数と業務

①審判員の人数は 2 名とする。

②審判員は下記の内容を審判する。

ア. 人数・編成・時間・器物・事故・・・・・・・・ 1 名

イ. フロア・入退場・時間・器物・事故・・・・・・・・ 1 名

③審判員は違反と判断した場合に演技終了後に赤旗を掲げ、審査部長に報告する。

違反の最終確認は審査部長が行う。

成績判定・表彰

(1) 成績判定（順位の決定）

【幼保の部・小学生の部・中学生の部】

- ①各審査員は前記「審査員・審判員」の（1）に基づき100点満点（小数点0.5まで）で採点する。
- ②6人の審査員による各団体の点数を平均し、平均点の高いものを上位とする（小数点第2位までとし、小数点第3位以下は切り上げる）。
- ③下記の順位で同点が出た場合のみ、後述の方法で順位を決定する。
 - 各部門の関東大会推薦枠ボーダーラインの順位
 - 各部門の1位
 ※順位の決定は下記の順序で行う。
 - ア. 席次合計点の少ない方を上位とする。
 - イ. 審査員6人の投票により上位を決定する。

【高等学校の部・一般の部】

- ①各審査員は前記「審査員・審判員」の（1）に基づき200点満点（小数点なし）で採点する。
アは素点のまま、イ～オはそれを100点に換算する。
- ②すべてのキャプションがある団体はその合計点を8で割り平均点を算出、カラーガードあるいは管楽器が無い団体（鼓隊等）は、その無いキャプションを除く平均点を算出し、その平均点の高いものを上位とする（小数点第2位までとし、小数点第3位以下は切り上げる）。
- ③下記の順位で同点が出た場合のみ、後述の方法で順位を決定する。
 - 各部門の関東大会推薦枠ボーダーラインの順位
 - 各部門の1位
 ※順位の決定は下記の順序で行う。
 - ア. 席次合計点の少ない方を上位とする。
 - イ. 5キャプションの投票により上位を決定する。

(2) 表彰

- ①全出場団体に金賞・銀賞・銅賞のいずれかを授与する。
 - 金賞 : 80点以上
 - 銀賞 : 70点以上～80点未満
 - 銅賞 : 70点未満
- ②関東大会推薦枠に従い、成績優秀団体を関東大会へ推薦する。
- ③推薦枠があっても関東大会に推薦されないことがある。
- ④特別賞を設け授与することがある。

実施規定：フェスティバル部門

マーチングバンド編成

以下の項目以外は「実施規定：マーチングバンド部門」に準ずる。

- (1) 審査は行わず講評とし、6名の審査員のコメントをCDに記録する。
- (2) 審判は、人数と編成を除いた項目を、2名の審判員で審判する。
- (3) 電源を必要とする楽器・機器の使用を可とする。使用する団体は「特殊効果申請」にて申請すること。
- (4) 参加申し込み時、小学生・中学生・高等学校・一般の年齢構成を申請すること。

カラーガード編成

以下の項目以外は「実施規定：マーチングバンド部門」に準ずる。

- (1) 演技
楽器等での演奏は不可とし、演技に使用する手具としてフラッグ・ライフル・セイバーのいずれかの使用を義務づける。
- (2) 演技時間
5分30秒以内 ※ジュニアの部含
- (3) 計時
音響席（放送室）にて演技計時補助員（登録引率者の1名）による、演技用音源「スタート」の合図から「ストップ」の合図を行った時点までとする。
入場開始から30秒以内で音源をスタートすることは禁止とする。
- (4) 演技用音源
CDを当日持参すること。CDの保管・管理は各団体の責任とする。
楽曲をCDに録音して使用する場合は録音利用許諾を受けていること。
市販のCDをそのまま使用することは可とする。
- (5) 審査
3名の審査員により「全体効果」について、点数を審査用紙に記載しコメントをCDに記録する。
- (6) 審判
人数と編成を除いた項目を、2名の審判員で審判する。

表彰

全団体に優秀賞を授与する。

事務連絡

提出書類

- ◆ 参加申込書・・・・・・・・・・・・・郵送 6月22日(土) 消印有効
- ◆ 参加費納入、参加団体調査書・・・・・・・・・・・・・振込、メール 7月13日(土) 23:59※埼玉県団体
- ◆ 前売り入場券購入希望枚数申請書・・・・・・・・・・・・・FAX 7月31日(水) 17:00
- ◆ 音楽著作権に関する書類・・・・・・・・・・・・・郵送 8月2日(金) 消印有効
- ◆ 特殊効果使用申請書・・・・・・・・・・・・・打合せ抽選会にて提出
- ◆ 前売り入場券代金納入・・・・・・・・・・・・・振込 8月30日(金)
- ◆ 音源使用許諾証(カラーガード団体)・・・・・・・・・大会当日チェックインで提出

打ち合わせ抽選会

日時：8月17日(土)

場所：彩の国くまがやドーム

※参加申し込みのあった団体に、追って詳細と派遣申請書を送付。

入場券販売

- (1) 全席自由席 2,800円
- (2) 出演者席 全部門鑑賞可 ※出演者席で鑑賞できるのは出演者・登録引率者のみ
- (3) 申し込み方法
 - ①前売り入場券購入希望枚数申請書を FAX で提出。 7月31日(水) 締切
 - ②後日販売確定枚数を各団体に通知。
 - ③指定の払込取扱票にて販売確定枚数分の代金を振込。 8月30日(金) 締切
 - ④打合せ抽選会時、購入分チケットをお渡し。
- (4) 一般販売 後日HPにてお知らせ

傷害保険

出演者・大会実行委員及び係員全員、一括傷害保険に加入。